地域密着型サービス事業者

公募要項

令和７年３月

魚津市民生部社会福祉課

１．公募の趣旨

魚津市では、介護や支援を必要とする高齢者が住みなれた身近な地域で安心して暮らし続けていくため、地域密着型サービスの整備を進めています。本募集は、地域密着型サービスの事業所を整備する事業者を募集するものです。

２．公募内容

サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護
地　　区	市内全域
整　備　数	１か所
指定事業所数	１事業所

３．応募条件

次の要件をすべて満たすことが条件となります。

(1)　本市又は富山県内に主たる事務所を有し、介護サービス、医療・福祉事業の運営実績がある法人であって、事業運営にあたっては、介護保険法に基づく指定基準を遵守し、適切なサービス提供を図ることができる者であること。また、介護保険法第78条の２第４項の規定に該当していないこと。

(2)　法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員でないこと（魚津市暴力団排除条例）

(3)　法人及びその代表者が、市町村税を滞納していないこと。

(4)　施設の利用者については、近隣保険者との広域化についても検討すること。

(5)　令和７年度中に施設整備を終了し、整備後、速やかにサービスの提供を行うことが可能であること。

(6)　施設を整備する土地・建物の所有権を有すること、又は取得が見込まれること。あるいは、賃貸借契約の締結が確実であること。

ただし、賃貸借の場合、長期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

(7)　事業運営には、地域との連携が必要なことから、建設工事や事業内容等について地域住民に十分説明し、理解・賛同を得られる状態であること。

４．応募方法

本公募に申し込みを希望する事業者の方は、次のとおり所定の様式を提出してください。

(1)　受付期間　令和７年３月17日（月）から令和７年５月15日（木）午後３時まで
（土曜・日曜・祝日は除きます。）**期限厳守**

(2)　提出先　　魚津市民生部社会福祉課介護保険係（市役所１階４番窓口）
（電話）０７６５－２３－１１４８
※来庁日時をご連絡の上、書類を持参してください。

(3)　提出書類　応募に必要な提出書類は別紙「応募に必要な書類一覧表」のとおりです。

(4)　作成要領　提出書類は次の要領で作成してください。

①　「応募に必要な書類一覧表」の順で資料を綴る。

②　ページ、インデックスを付けフラットファイルに綴じる。

③　書類は原則Ａ４版とし、可能な限り両面印刷とする（図面等でＡ３となる場合は折り込む）。

(5)　提出部数　証明書等の原本記載分の**正本１部**、及びその**写しを１０部**提出してください。

(6)　その他

①　正本には、全て原本を添付してください。

②　贈与契約書や寄附確約書などの契約書類等で原本の提出ができないものについては、代表者が原本証明を行うこと。

（例）この写しは原本と相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

□□□□□□会社

代表取締役　△△　△△　代表者印

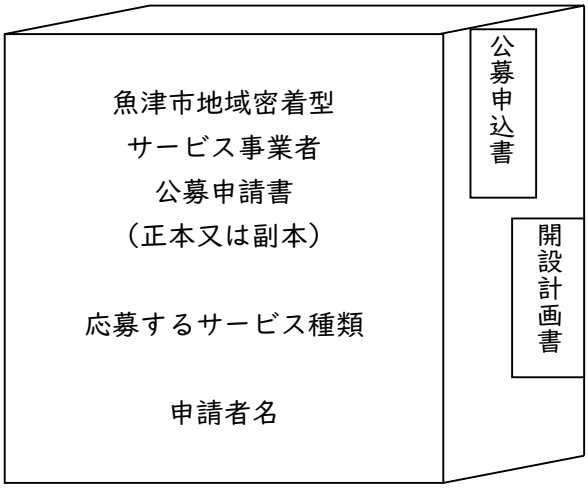

5．地域密着型サービス事業者の選定方法

(1)　選定方法

事業予定者の選定は、魚津市地域密着型サービス運営委員会において、書類審査及びヒアリング審査を行い、その結果を踏まえて、市長が決定します。

(2)　選定に係る評価事項

①　応募者にかかる事項

・応募理由

・経営理念及び事業所の基本方針

・法令順守及び職員の確保・育成

・利用者本位のサービス提供、サービスの質の向上や介護度の維持改善に向けた取組み

②　施設計画に係る事項

・事業計画の実現性

・資金計画

・地域住民の理解、地域との連携、地域に開かれた運営

③　事業者提案

・提案内容の特徴、独自性、優位性、先進性等

(3)　選定の結果

結果については、応募のあった法人に文書で通知します。また、ホームページにおいて、地域密着型サービス事業予定者として、法人名等を公表いたします。審査の結果によっては、事業予定者なしとする場合があります。

６．公募スケジュール

日　　程	内　　容
Ｒ７．３．17（月）～ Ｒ７．５．15（木）	申請受付(質問受付含む)
Ｒ７．６月上旬（予定）	書類審査
Ｒ７．６月上旬（予定）	事業者ヒアリング
Ｒ７．６月上旬（予定）	事業予定者の決定及び結果通知

７．注意事項等

(1)　応募資料は、返却いたしません。(提出された応募資料は、魚津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。)

(2)　本公募に応募するための一切の費用は、応募者の負担とします。

(3)　公募に対する応募がないとき又は事業予定者が決定しなかったときは、再度公募することがあります

(4)　事業予定者として決定された場合であっても、地域密着型サービス事業者としての指定が確定されたものではありません。指定基準を満たさない場合は、指定されません。

(5)　事業予定者に決定された後であっても、次の場合はその決定を取り消します。

①　魚津市地域密着型サービス運営委員会の委員に対し、直接・間接を問わず連絡を求め、または接触した場合

②　提出された関係書類等に虚偽事項の記載があった場合

③　事業内容（建設場所、定員、サービス種類等）に著しい変更があった場合

④　その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(6)　書類の提出期限後、事業予定者の選定までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、代表者名の記名、捺印のある「辞退届（任意様式)」を提出すること。

(7)　事業予定者の選定後の辞退については、(6)と同様とします。この場合、本市の整備計画に大きな支障をきたすため、本市及び地域密着型サービス運営委員会へ説明を求めることがあります。

(8)　事業所指定に係る基準は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年３月 14 日厚生労働省令第 34 号)」、「魚津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」、「魚津市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」、「魚津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則」等を参照してください。

８．施設整備等に係る補助金について

(1)　補助内容

サービス種類	補助基準額	
看護小規模多機能型居宅介護	施設整備	39,600,000 円×１施設
	開設準備	989 千円×宿泊定員数

(2)　留意事項

①　補助金の活用については任意となります。本市では市独自補助金はありませんので、国及び富山県の補助金を活用していただくことになります。補助制度の変更や予算措置の状況により、補助金を交付しない、または金額を変更することがあります。

②　事業予定者の決定をもって補助金の交付を保証するものではありません。

③　補助金を活用する事業者については、整備に着手できる時期は、本市からの補助金交付決定後になりますのでご注意ください。交付決定前に入札・着工を行った場合は、補助金の対象外となります。

９．本公募に関する問い合わせ先

魚津市民生部社会福祉課介護保険係

ＴＥＬ：0765－23－1148　　ＦＡＸ：0765－23－1073